

下呂市告示第 203 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、  
農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和3年9月 3日

下呂市長 山 内 登

1. 農用地利用集積計画の縦覧場所

下呂市萩原町羽根2605番地 1

下呂総合庁舎内 農林部農務課 農業委員会事務局

令和3年度

農 用 地 利 用 集 積 計 画

岐阜県下呂市

# 農用地利用集積計画総括表（令和3年度）

市町村名：下呂市

（単位：㎡、人）

期間	地目	田	畑	樹園地	採草放牧地	施	開	混	未	計	借り手 (実人数)	貸し手 (実人数)	備考
1年													
2年													
3年													
4年													
5年													
6年													
7年													
8年													
9年													
10年以上		179,571	9,822							189,393	3	70	
計		179,571	9,822							189,393	3	70	
所有権移転													
計													
利用権設定		179,571	9,822							189,393	3	70	
計		179,571	9,822							189,393	3	70	
合計		179,571	9,822							189,393	3	70	

(注)地目欄の「施」は農業用施設用地を、「開」は「開発して農業用施設用地とすることが適当な土地」を、「混」は「混牧林利用に供される土地」を、「未」は「開発して農用地とすることが適当な土地」をいう。